

ライフラインが途絶し長期にわたり自宅に居住できないと市町長が認める地域

※**当面の間**、下記の通りとなります。

(ライフラインの復旧工事の進捗により状況が変わりますので、**市町からの情報にご注意下さい。**)

令和6年2月14日時点

市町名	地域	市町窓口	市町ホームページ
輪島市	全域	輪島市 まちづくり推進課 電話：0768-23-1156	https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2024012400038/
珠洲市		珠洲市 環境建設課 電話：0768-82-7756	https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/5/11659.html
穴水町		穴水町 地域整備課 電話：0768-52-3680	https://www.town.anamizu.lg.jp/seibi/iisjin_jyutaku_oukyuu_jutaku.html
能登町		能登町 建設水道課 電話：0768-62-8523	http://www.town.noto.lg.jp/www/bosai/detail.jsp?content_id=4&id=20976
七尾市	全域 但し、水道などの復旧が進んでい ますので対象地区については七尾市の 窓口にご確認下さい。	七尾市 都市建築課 電話：0767-53-8429	https://www.city.nanao.lg.jp/toshikenchiku/oukyuu_jutaku.html
志賀町	楚和地区、阿川地区、入釜地区 鶴野屋地区、地保地区、切留地区	志賀町 まち整備課 電話：0767-32-9211	https://www.town.shika.lg.jp/machiseibi/kenchiku/tintai_oukyuu_jutaku.html
内灘町	宮坂の一部、西荒屋、室、湖西 鶴ヶ丘2丁目の一部	内灘町 企画課 電話：076-286-6727	https://www.town.uchinada.lg.jp/site/earthquake/15431.html